

広島修道大学における科学研究費助成事業の執行・管理に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、広島修道大学における公的研究費に関する規程第10条第6項及び広島修道大学における公的研究費の執行・管理に関する取扱要領第3条第2項に基づき、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の直接経費の執行・管理の詳細について定める。

(科研費の管理)

第2条 交付された科研費の直接経費は、ひろしま未来協創センター長を名義とする預金口座に振替えて管理する。

2 科研費以外の預り金として管理する公的研究費も同様に取り扱う。

(寄付の対象)

第3条 配分機関の規定により本学への寄付を行う物品は、次の各号に定めるものとする。

(1) 機器備品 学校法人修道学園経理規程第32条第2項に該当するもの

(2) 図書 1冊の金額にかかわらず長期保存を必要とするもの

2 寄付を行った機器備品は、学校法人修道学園固定資産及び物品管理規程に基づき管理する。

3 寄付を行った図書は、図書館が管理する教員図書と同様に扱う。

4 科研費以外の預り金として管理する公的研究費で購入した物品について、配分機関の規定により寄付を行う場合は、前3項を準用する。

(事務担当)

第4条 この取扱要領に関する事務は、ひろしま未来協創センター事務室が担当する。

(改廃)

第5条 この取扱要領の改廃は、ひろしま未来協創センター委員会の議を経てひろしま未来協創センター長がこれを行う。

附 則

1 この取扱要領は、2007年6月7日に制定し、2007年4月1日に遡って施行する。

2 この取扱要領は、2007年11月22日に改正し、2008年4月1日から施行する。

3 この取扱要領は、2008年7月23日に改正し、2008年7月30日に施行する。

4 この取扱要領は、第3条第2号を2010年4月22日に改正し、2010年4月1日に遡って施行する。

5 この取扱要領は、題名、第1条、第2条第2項、第3条第2号(ク)及び第4号(イ)を2011年12月15日に改正し、2012年4月1日から施行する。

6 この取扱要領は、2014年1月9日に第2条第3項及び第4項及び第3条を改正し、2014年4月1日から施行する。

7 この取扱要領は、2014年3月31日に第3条第2号を改正し、第2条第5項及び第3条第4号(カ)を追加し、2014年4月1日から施行する。

8 この取扱要領は、2014年5月26日に、第1条見出し、第2条見出し及び第3条を改正し、第2条第2項を追加し以下項数を繰り下げ、同日から施行する。ただし、平成26年度科学研究費助成事業の補助事業に該当するものには2014年4月1日から適用する。

9 この取扱要領は、2015年3月6日に、第2条及び第3条を改正し、第2条第7項を追加し、2015年4月1日から施行する。

10 この取扱要領は、2016年2月22日に、第3条第1号及び第3号を一部改正し、2016年4月1日から施行する。

11 この取扱要領は、2019年2月18日に、第6条を追加し、以下条数を繰り下げ、2019年4月1日から施行する。

12 この取扱要領は、2022年4月18日に、第3条第1項第1号を改正し、第7条を追加し、以下条数を繰り下げ、同日から施行する。

13 この取扱要領は、2023年3月27日に、第1条、第2条、第3条、第4条、第6条及び第8条を改正し、2023年4月1日から施行する。

14 この規程は、2024年3月26日に第2条第6項を改正し、2024年4月1日から施行する。

15 この取扱要領は、2025年4月16日に、第3条第1項第2号及び同第4号を改正し、2025年4月1日に遡って施行する。

16 この取扱要領は、2026年5月25日に全面改正し、2026年4月1日に遡って施行する。